

## 政治活動のために使用される立札（看板）についての注意事項

政治活動のために使用される立札（看板）について、以下の点についてご注意下さい。

### 【大きさ】

政治活動のために使用される立札(看板)は、公職選挙法（第143条第17項）の規定により、高さが150センチ以内（脚の部分を含む）、幅が40センチ以内とサイズが決められています。

設置する際には、この規格の範囲内で作成していただきますようお願いいたします。

### 【掲示場所】

立札（看板）は、政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において掲示しなければなりません。したがって、田畑や空き地等の事務所の実態のない場所や事務所から離れた場所には掲示することができません。

また、立て札（看板）は一つの事務所に二つまで掲示する事ができます。

